

■ 基本的な考え方

三菱UFJリースは、地球環境の保全を重要な社会的責務と捉え、さまざまな活動を推進しています。環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現を目指し、社員一人ひとりの環境意識を向上させながら、事業を通じた環境保全活動に積極的に取り組んでいます。

■ 環境方針

- リース事業を通じて経済的目標を達成するとともに、全ての事業活動において環境保全を推進する。
- 環境目標の設定・見直し及びマネジメントレビュー等を通じてシステムの継続的改善を図り、環境パフォーマンスを向上させる。
- 以下の通り汚染を予防し、環境保護に努める。
 - 省資源、省エネルギー、廃棄物の低減等に取り組み、効率の向上、コストの削減を図る。
 - リース終了物件処理等においては、廃棄物の減量化と資源リサイクル及びリユースを推進する。
- 関係する法規制及びその他の要求事項を遵守する。

■ 環境マネジメントシステム体制

全社的なマネジメント体制を構築して、環境活動に取り組んでいます。

■ 環境目標（一部抜粋）

中長期目標	
オフィスワーク部門	(1) 低公害車導入、エコドライブ推進
	(2) グリーン調達(紙・文房具)の集計管理
	(3) コピー・紙・電気の節約 ・本社の電気使用量削減の目標：2020年度において、2009年度比25%削減
	(4) エネルギー使用量削減の推進
営業部門	(1) 改正省エネ法に基づきエネルギー使用量削減を推進
	(2) 建設リサイクル法、土壌汚染対策法などの各種法令に則った適正運用
	(3) 環境ビジネスを通じて環境負荷低減に貢献
	(4) 再販価値の高い物件、再リース実行確度の高い物件を選定する力の育成と手法の確立により、2次収益の確保、廃棄物の排出量削減を推進
リース終了物件処理部門	(1) 日常的な運用管理の徹底と、運用実績などに応じた改善・見直し
	(2) 水資源の有効利用
	(3) 廃掃法に則った適正な運用
	(4) 業者評価チェックリストおよび手順書の厳格な運用と、優良な処理業者との友好関係構築のチェック&バランス体制確立
	(5) 家電リサイクル法、フロン排出抑制法、建設リサイクル法、大気汚染防止法、PCB特別措置法などの各種法令に則った適正運用
	(6) 処理困難物件の適正な管理運用、汚染防止
	(7) 効果的な売却方法の検討・推進を図り、廃棄量を削減
	(8) 効果的な手解体によるリサイクル・リユース体制の推進

■ 環境会計

(単位：百万円)

環境保全コスト		
分類	主な取り組み内容	2019年度
事業エリア内コスト	公害防止(エコカーリース料)	63
上・下流コスト	引揚機の処分費用	499
管理活動コスト	(環境マネジメントシステム維持運営費用、コーポレートレポート作成費用他)	16

(単位：百万円)

環境保全に伴う経済効果	
主な取り組み内容	2019年度
中古部品売却額(MULエコビジネス)	30

■ 環境データ※

No.	集計項目	単位	2017年度実績	2018年度実績	2019年度実績	2020年度目標	基準値
1	総エネルギー投入量 (電気使用量)	1㎡当たり(kWh)	78.9	81.2	76.2	基準値(2017～2019年度の平均値)以下	78.7
2	コピー用紙使用量	1人当たり(枚)	862	775	695	—	—
3	紙使用量	1人当たり(枚)	8,211	7,918	7,639	基準値(2017～2019年度の平均値)以下	7,922
4	電気使用でのCO ₂ 排出量	1㎡当たり(kgCO ₂)	38.73	38.43	34.62	基準値(2017～2019年度の平均値)以下	37.26
5	ガソリン使用でのCO ₂ 排出量	1台当たり(kgCO ₂)	1,442.48	1,413.90	1,251.83	基準値(2017～2019年度の平均値)以下	1,369.40
6	営業車の燃費	km / L	16.3	16.3	15.7	基準値(2017～2019年度の平均値)以上	16.1
7	グリーン調達比率	%	76.5	75.2	77.0	グリーン調達の推進	—

※ ISO14001を共に取得しているグループ会社(MULエコビジネス、MULビジネス)を含みます。

■ ISO14001の認証

環境マネジメントシステムの国際規格・ISO14001の認証を2001年に取得。2019年には「第13回サーベイランス審査」を受審し、登録の更新が承認されました。

ISO14001 登録事業所
三菱UFJリース 本社
MULビジネス 本社
MULエコビジネス 東京事業所



■ 環境教育

環境意識の向上を図るため、環境方針を記した「環境方針カード」を全社員が携帯するほか、3カ月ごとに「環境かわら版」を配信してさまざまな環境情報を紹介しています。

また、リース終了物件処理業務や、「建設リサイクル法」「土壌汚染対策法」「大気汚染防止法」の対象物件処理業務などの、環境に密接に関連する業務に従事する社員には、特別な教育や訓練を行っています。



■ 環境事故・法令違反

2019年度の環境事故・法令違反はありません。今後も環境事故防止と法令遵守を徹底します。

■ 生物多様性に係るガイドライン

生物多様性の保全に貢献するため、「事業活動を通じた取り組み」と「オフィスワークなどにおける取り組み」で構成する「生物多様性に係るガイドライン」を定めています。

「事業活動を通じた取り組み」では、リース終了物件の3R(リデュース、リユース、リサイクル)、中古機器売買事業、環境・エネルギー関連事業などを推進しています。

また、「オフィスワークなどにおける取り組み」では、森林生態系保全につながるFSC認証紙の使用、コピー・紙・電気の使用量削減、グリーン調達、エコドライブの推進などにより、資源の有効活用や廃棄量の低減に努めています。

■ VA(Value Asset)物件の取得活動の推進

資産価値が劣化しにくく長期的に使用できるVA物件を積極的に取得し、廃棄物の削減と環境負荷の低減を図っています。

■ 廃棄物処理および委託会社の選定について

リース終了物件の3Rを徹底し廃棄物を削減するとともに、リユースできない物件は「廃棄物処理法」などの法令・条例を遵守して適正に廃棄しています。また、PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用物件の廃棄は「PCB特別措置法」に則り適正な廃棄処理を行っています。

廃棄物処理委託に際しては、環境保全への協力要請はもちろんのこと、委託会社の財務状況や保有設備、リサイクル率、法令遵守などを厳格にチェックし、選定後も定期的に現地調査を実施して運用状況を確認しています。

■ 低公害車の導入・エコドライブの推進

営業車両の全てに低公害車を使用するとともに、ハイブリッド車なども積極的に導入しています。また、燃費を向上させるエコドライブの実践を推進しています。

低公害車の導入実績

	2017年度	2018年度	2019年度
全体	営業車両全て	営業車両全て	営業車両全て
	低公害車で導入 ・使用台数150台	低公害車で導入 ・使用台数132台	低公害車で導入 ・使用台数128台
内訳	低排出ガス車35台 ハイブリッド車113台 電気自動車2台	低排出ガス車31台 ハイブリッド車101台	低排出ガス車37台 ハイブリッド車91台

■ 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

金融機関の主体的な取り組みによる「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に、2011年11月策定当初より署名しています。21世紀金融行動原則は、持続可能な社会づくりに向けた金融行動に最善の努力を行うことなどを掲げた7項目およびこの原則を実践するための業務別ガイドラインからなります。今後も本原則に基づき、環境や社会に配慮する取り組みを積極的に実践していきます。